

社会福祉法人ばなな

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日～ 令和8年5月31日までの2年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年 8月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和6年11月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：令和6年8月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を職員に周知する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 社員へのアンケート調査
- 令和6年11月～ 社内報などによる社員への周知

目標3：令和6年月までに、小学校就業前の子を持つ職員に対し、在宅等で勤務ができるよう環境整備等を行い、テレワーク制度の導入を進めていく。職員への周知も徹底する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年11月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知